

年金積立金管理運用独立行政法人の組織・業務全般の見直し当初案について

I. 現行中期目標・中期計画に基づく年金積立金管理運用独立行政法人の業務について

年金積立金管理運用独立行政法人（管理運用法人）は、国から与えられた中期目標を踏まえ、国内債券を中心とし、国内外の株式・債券に分散して投資を行う基本ポートフォリオを策定し、年金積立金を管理・運用。

なお、実際の運用は、国内債券の一部を除き、信託銀行及び投資顧問会社に委託。法人はその選定・管理を行う。

【現行の中期目標の主な内容】

- 年金財政（平成16年財政再計算）の前提である、賃金上昇率に対する実質的な運用利回り（1.1%：21年度以降の長期）を確保するよう、長期的に維持すべき資産構成割合（ポートフォリオ）を定め、これに基づき管理を行うこと。
- 株式のリターン・リスクについては、そのリスク特性に配慮しつつ、慎重に推計を行い、ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制すること。
- 運用手法は、インデックス運用（パッシブ運用）を基本とし、例外は確たる根拠がある場合に限るものとする。
- 資産ごとにベンチマークを設定して管理・運用すること。

【運用実績】

（単位：%）

		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	6年間 (年率)
運用実績	名目 運用利回り	8.40	3.39	9.88	3.70	▲ 4.59	▲ 7.57	2.00
長期的な 運用利回り の前提	実質的な 運用利回り	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10
	名目 運用利回り	0.83	0.90	0.93	1.11	1.03	0.84	0.94
参考	名目 賃金上昇率	▲ 0.27	▲ 0.20	▲ 0.17	0.01	▲ 0.07	▲ 0.26	▲ 0.16

（注1） 平成15～17年度は年金資金運用基金

（注2） 「運用実績」：管理運用法人の運用実績（財投債を含む）

（注3） 「長期的な運用利回りの前提」：平成16年財政再計算上における経済前提で示された長期的な運用利回り

平成16年財政再計算上の実質的な運用利回りは、15年度から20年度までは移行期として、0.3%～0.8%とされており、平成21年度以降の長期において1.1%とされている。従って、本来、1.1%より低い実質的な運用利回りと比較すればよいところ、上記では、長期的な観点からの比較のため、1.1%としている。

【基本ポートフォリオ】

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産
資産構成割合	67%	11%	8%	9%	5%
乖離許容幅	±8%	±6%	±5%	±5%	-

※平成20年度に実現を目標

【20年度末のポートフォリオ（実績）】

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産
資産構成割合	69.9%	9.2%	8.1%	7.3%	5.5%

（注）数値は、平成20年度積立金運用報告書による。

Ⅱ. 年金積立金管理運用独立行政法人の組織・業務全般の見直し当初案について

管理運用法人は、平成18年4月に発足以来、「厚生労働大臣から寄託された積立金の管理及び運用を行うとともに、その収益を国庫に納付することにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資する」ことを目的とし、適切に年金積立金の管理・運用を行っている。

次期中期目標期間においても、これらの目的を果たすため、①長期的に安定した収益の確保や②運用高度化のための基盤の整備及び強化に取り組むとともに、③国民の運用に対する理解を促進すること等に努めることとする。

(1) 長期的に安定した収益の確保に向けた更なる取り組み

○ 基本ポートフォリオの見直し

- ① 平成21年財政検証(注)を踏まえた運用目標に基づき、基本ポートフォリオの見直しを行う。
- ② 市場動向を踏まえた適切なリスク管理等を行い、長期的な観点からみて策定時に想定した運用環境の現実からの乖離が認められる場合には、中期目標期間中であっても、必要に応じ基本ポートフォリオの見直しの検討を行う。

(注) 平成21年財政検証の経済前提：賃金上昇率に対する実質的な運用利回り＝1.6% (長期)

○ リバランス¹の適切な実施に必要な機能の強化

次期中期目標期間においては、いわゆるニューマネーがなくなることから、市場の動向に応じた資産の売却等を伴う適切かつ円滑なリバランスの実施が長期的に安定した収益の確保には不可欠。このために必要な機能の強化を図る。

○ キャッシュ・アウト²に必要な機能の強化

次期中期目標期間においては、積立金を取り崩して毎年の年金給付に充てることが予定されていることから、市場の価格形成等に配慮しつつ円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保する必要がある。このために必要な機能の強化を図る。

¹ リバランスとは、実際の資産構成割合と基本ポートフォリオで定める資産構成割合との乖離を一定範囲内に収めるよう、資産構成割合の変更を行うことをいう。

² キャッシュ・アウトとは、年金給付に充てるために年金特別会計に寄託金の償還を行うこと等に係る資金の支払いをいう。

- 調査・分析の充実
基本ポートフォリオに基づく管理・運用の更なる高度化を進めるための調査研究を充実するとともに、適切なリバランス及びキャッシュ・アウトを行うための市場に関する情報収集・分析を強化する。
 - 運用手法の見直し及び運用受託機関等の選定・管理の強化
収益確保のための運用手法の見直し及び運用受託機関等の選定・管理の強化のための取り組みを進める。
- (2) 運用高度化のための基盤の整備及び強化
- 専門性の向上を図る観点から、法人全体の人件費を見据えつつ、引き続き金融分野に精通した人材の中途採用を行うなど資質の高い人材の確保・育成を進めるとともに、運用の基盤となる情報システムの整備等を行うなど、運用高度化のための基盤の整備及び強化を図る。
- (3) 内部統制の一層の強化に向けた体制整備
- 近年金融分野等において内部統制の強化が求められていることを踏まえ、運用リスクの管理やコンプライアンスの確保等を一層的に実施できるよう、所要の体制整備等を図る。
- (4) 国民に対する広報活動の充実・強化
- 広報担当者を配置するなど運用の状況に関する説明責任を十分に果たすとともに、分かりやすい情報提供を推進し、年金積立金の長期投資について国民の十分な理解を得るための広報活動の充実・強化を図る。

Ⅲ. 事務事業の民営化、他法人への移管・一体的実施について

① 事務事業の民営化

- ・ 公的年金の積立金は、国民が納めた保険料を原資とし、今後の年金給付に充てられるものであり、このような公的な性格を有する年金積立金の管理・運用は、国が行う年金保険事業の一環として行われるものである。
- ・ 実際の運用に当たっては、積立金の大部分は、管理運用法人が示した運用ガイドラインに従って民間の運用主体が実施しており、管理運用法人は、その選定・管理を行っている。
- ・ こうした管理運用法人が果たしている役割を民間主体に移管することはできない。

② 他法人への移管・一体的実施

- ・ 以下のことから、他の法人に事業を移管することや他法人との事業の一体的実施は困難である。
 - ア) 厚生年金保険事業及び国民年金事業の一環として行われるものであり、厚生労働省等との密接な連携が必要であること
 - イ) 年金積立金の管理・運用を行う法人は受託者責任が課され、専ら被保険者のために積立金の管理・運用を行わなければならないため、他の法人が事業を実施する場合、これに抵触するおそれがあること
 - ウ) 巨額の年金積立金の運用のための専門性や体制が求められること

Ⅳ. 業務効率化について

- 人件費を含む一般管理費及び業務経費のあり方については、次期中期目標期間においても、リバランスの適切な実施や、キャッシュ・アウトの確実な実施等に必要な機能の強化といった新たに必要な業務もあることから、金融分野における専門知識を有する人材の確保や適切な業務遂行の観点から、一律の削減目標の設定には慎重な検討が必要。